

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

名称 株式会社 こっこー

代表取締役 植岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 溝口 善兵衛



許可の年月日 平成30年1月11日

許可の有効期限 平成34年11月19日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含む 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃水銀等

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 積替え・保管場所

・所在地：松江市東出雲町錦浜583番地11

・面積：3.0㎡

・特別管理産業廃棄物の種類：廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃水銀等

・積替えのための保管上限：1.5㎡

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

(1)平成14年11月20日新規許可

(2)平成20年1月31日更新許可

(3)平成25年1月25日更新許可

(4)取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加、積替え・保管行為の追加により平成28年6月17日変更許可

(5)平成30年1月11日更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 - 無